

第1回小委員会からこれまでの経過等説明

第1回小委員会概要(振り返り)

- 市町が地域特性を生かした都市計画をすすめられるよう、
県は、市町が活用できる様々な関連資料や選択肢を提供していくべきである。
- 県は、市町単位で災害に強い都市づくりを進めるだけでなく、
県として、複数の市町が連携して都市づくりをすすめていく必要性を示すことも重要。
- 本指針を策定するうえで、地震・津波だけでなく、土砂災害や風水害など、様々な自然災害についても考慮していくべきである。
- 災害対策を都市計画に反映していくうえで、防災の観点、減災の観点、
復興の観点を考慮いただきたい。

経過① 市町との検討

【津波浸水や震度等想定から読み取れる都市計画上の課題】

○全体

- ・ 既存市街地の大半が浸水想定区域（浸水域）になる。立地適正化計画を策定する際の都市機能誘導地域の設定など、今後のまちづくりについてどのように反映していけばいいか。

○土地利用関連

- ・ 低層住居専用地域が浸水域となっている場合の対応。
- ・ 市街化区域編入を検討中の地域が、浸水域の場合、どう取り扱うか。
- ・ 庁舎や医療機関等災害時に重要な機能がある施設や、老人ホームといった災害弱者のための施設が浸水域にある。

○都市施設関連

- ・ 浸水域であるが避難経路が狭い、適切な場所に避難ビルが無い、といった避難や誘導に支障のある場所がある。

○広域調整

- ・ 想定では町全域が浸水し、単独町で対策するのは困難な状況である。

経過② 庁内の検討

【主な意見】

○対象とする災害の範囲について

頻度が高く、ダメージの比較的小さい風水害は、
長期的スパンで土地利用を誘導する都市計画で扱うにはなじまないのではないか。
→ 検証する

○対象とする施策の範囲について

- ・防潮堤や河川改修といったハード整備は三重県新地震・津波対策行動計画などに
基づき計画的に実施していく。
- ・都市における対策に関する指針であることから、
現状の防災・減災施設の整備計画を前提とした上で、都市計画の手法を用いて、
防災や減災に繋がる施設配置や土地利用を中心に示してはどうか。
→ 方向性について委員会に諮る

都市マスタープラン改定における二つの柱と検討対象

現行都市マスタープラン

<都市の特徴を活かした目標・理念>
○集約型都市構造 etc

将来像・基本理念
土地利用計画の方針
施設配置の方針
都市防災の方針
まちづくりの方針 ...

【現状の記載例】
風水害、火災等の都市災害の防止と被害の軽減 etc



改定



○ネットワーク

対流人口の増加と機能の保管

反映

都市マスタープラン改定の考え方の柱

地震・津波災害を考慮した都市づくりの考え方(仮称)

大規模自然災害を考慮した都市づくりの考え方

●土砂災害等

反映

都市マスタープラン改定指針

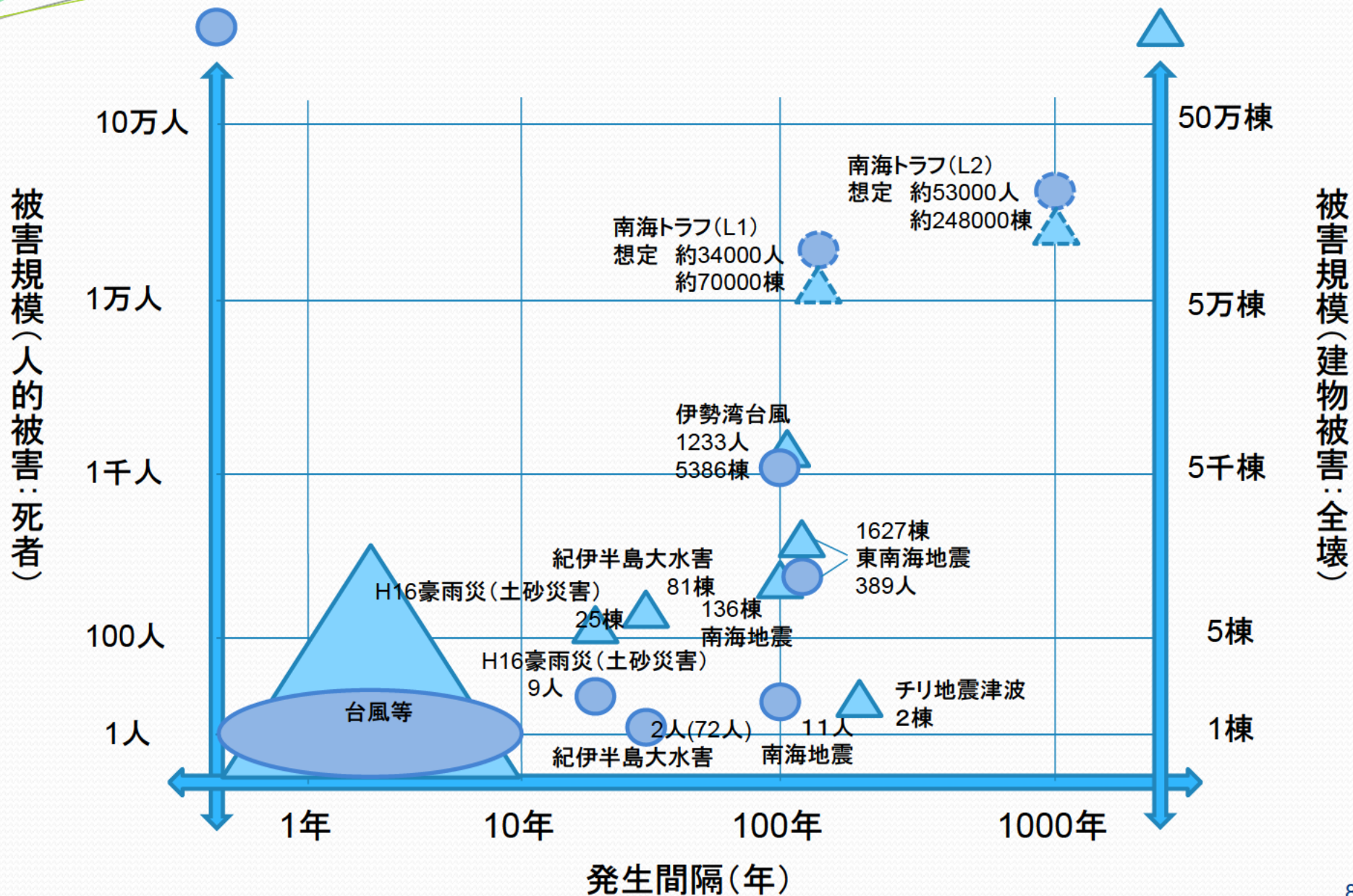
改定都市マスタープランへ

※今回の検討対象: 赤色着色部(事務局案)

第2回(本日)議論いただきたいポイント

- 第1回小委員会の意見などの確認
- 指針に関する審議（決定）
 - ①対象とする災害・規模の範囲
 - ②対象とする都市計画を策定していくうえでの視点
- 本審議会への報告内容の確認

図 三重県における災害状況(想定)と発生頻度



大規模自然災害に備えた都市計画を策定していく上での視点

大規模自然災害を考慮し都市において施設配置や土地利用の規制誘導を実施して、三重県地震・津波対策行動計画等に基づく施策を計画的に推進する。

以下の内容は事例であり、具体的な対象や手法等については、今後小委員会や市町と検討していく。

施設配置等

○災害時拠点施設の配置検討

(Ex:大規模災害対策拠点施設の配置検討や災害拠点病院(救急指定病院)等の配置検討を行い、被害が想定される場合の構造強化等の対応を促進する。)

○ネットワーク構築の検討

(Ex:都市機能や災害時拠点施設を繋ぐ緊急輸送道路等の構築、沿線の耐震化や無電柱化を促進する。)

○都市機能の配置等検討

(Ex:都市機能を担う主要な施設は、災害の被害想定区域外での配置や構造上の対策を講じるなど、大規模災害発生時でも機能を確保できるよう配置・誘導する。)

○整備の検討

(Ex:防潮堤や河川改修などの整備については、三重県新地震・津波対策行動計画に基づき計画的に実施
Ex:避難路(街路)・避難所整備(防災公園)等の都市計画決定による事業化)

土地利用

○居住規制・誘導検討

(Ex:浸水範囲(〇m以上浸水範囲)、土砂法指定区域(レッド)等における線引きの見直し)

○建築構造規制・誘導検討

(Ex:災害の想定区域では、住宅・大規模商業施設等の立地を誘導せず、医療施設や福祉施設等の新規の立地を制限する・・・
Ex:津波浸水範囲(〇m以上)の住居系用途の廃止検討
Ex:津波浸水範囲(〇m未満)の住居系建築物の耐浪化を阻害するような用途制限の見直しや措置を検討)

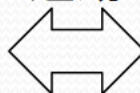
○区画内の土地利用検討

(Ex:市街化区域内での用途地区制度に頼らない地区計画制度の検討)

○その他

(Ex:災害時に必要となる仮設住宅用地等の計画的確保の検討
Ex:地籍調査の推進)

連動



都市計画審議会への報告について

都市計画法第77条第1項に基づく諮問要旨(8月5日)

人口減少・超高齢社会に対応するため、コンパクトシティの考え方を基本としながら、地震・津波に強い都市構造を構築するといった都市全体のグランドデザインを描くことが課題となっています。

このため、「三重県地震・津波都市計画指針(仮称)」を策定し、各市町が策定する都市マスタープランや次期三重県都市マスタープランに反映したいと考えており、貴審議会の調査審議をお諮りします。

- これまでの小委員会における審議過程を報告する。
- 人の命を守ることを最優先とする視点で、地震・津波対策都市計画指針を策定することに加え、都市構造や市街地の規模・配置等に大きく影響する大規模自然災害を考慮した都市計画のあり方についても検討し、提案していきたい。
- 今後、市町や県民の意見を踏まえ、大規模自然災害に備えた都市づくりの方向の検討を進めていく。